

令和 2 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2 年 3 月 2 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 2 年 3 月 2 日 (月) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 2 年 3 月 2 日 (月) 1 1 時 2 2 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

令和2年第1回定例会

[初 日]

令和2年3月2日（月）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 定例会の開会前に先立ちまして、町民憲章の朗読をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 マスク着用で結構ですので、私が一つと言いますので、本文のみ、ご唱和をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 (町民憲章の朗読・唱和) 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	それでは、本日の出席議員は、１４人につき定足数に達しております。 ただ今から、令和２年第１回筑前町議会定例会を開会いたします。 (１０：００)
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定によって、 １１番 木村博文議員及び１２番 河内直子議員を、指名します。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日３月２日から１３日までの１２日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から３月１３日までの１２日間と決定いたしました。
日程第３	
議 長	日程第３ 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 町長
町 長	おはようございます。 本日は、令和２年第１回の定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。 まず、定例会に先立ちまして、日々、感染拡大しております新型コロナウイルスによる本町の対策についてのご報告とご協力をお願い申し上げます。 町では、２月２０日に対策本部を立ち上げ、町の指針を示したところでございますが、その後、国、県等の対策についても、特に教育関係において対策拡充が示され、町も連日対応に追われているところでございます。 町主催のイベント、大会等をはじめ、区長会、職員研修会等、中止、延期をすることを決定いたしました。また、町以外の団体のイベント等につきましても自粛をお願いしているところでございます。 自治体として、町民の皆様がウイルス感染しない、防止の環境づくりに努力してまいり所存でございますので、議会等におかれましても格段のご理解とご協力をお願い

	する次第でございます。 それでは、定例会の開会にあたりまして、諸議案の提案説明に先立ちまして、令和2年度の施政方針を申し述べたいと思います。 令和2年度は第2次総合計画初年度であります。目指す将来像実現のため、「学ぶ」、「稼ぐ」、「守る」、「支える」、「結ぶ」の5つに分けて政策をまとめ上げ、人口3万人を目指した町民目線の筑前町らしい総合計画となりました。 人口3万人は、合併時市格付けの特例人口でもありました。自治体政策は人口、面積等の規模によって町づくりの促進、手法が異なると思います。 本町は15年前2町合併により、人口3万人規模の町づくりを選択いたしました。67キロ平方メートルの面積に人口3万人の町は、住民の一体感とある程度の人口スケールメリットが活かせる規模だと考えます。コンパクトな田園都市であり地の利を活かした「とかいなか」が創造できます。 10年程前、民間研究機関等による筑前町の2020年の人口推計は2万8,000人前半の予測となっておりました。しかしながら合併後減少していた人口は、その後微増に転じ、現在29,800人を超え、今もこの傾向は続いております。このシンクタンク等の予測に反しての人口増は町の人口増政策等が十分に加味されていなかったものだと思います。 増加要因は官民挙げての総合的な町づくりにあったといえますが、中でも上下水道の整備や教育施設の充実、さらには県道77号の全線開通等のインフラ整備の効果は大きいものがあったと言えます。さらには合併特例債を活用し、多目的運動公園、大刀洗平和記念館、みなみの里を建設いたしました。 加えて、住民の創意工夫によるわらかがしや草場川の桜並木など筑前町の個性を発信し、年間通じて町内外から100万人を超える人が訪れる名所が生まれました。これは、住民と行政の創意工夫による内発的な地域振興の取り組みの成果だといえます。さらに、合併後の筑前町の特筆すべき町づくりの一つに南部地区の振興があると思います。役場本庁舎から遠い南部地区に大刀洗平和記念館とコミュニティ施設として少年大使館を建設いたしました。関連して、太刀洗駅前の道路整備を行い、豊洋精工等の企業が進出、続いて保育所の整備、さらにはスーパー進出と官民挙げての取り組みにより若い世代が多く転入する人口増加地域となっております。 このように今後の人口対策も地の利を活かした町づくり政策を進めなければなりません。 一方で自主財源に乏しい本町にとって、企業誘致や事業所、住宅立地等、外発的な地域振興は極めて重要であり、その認識のもとで国県民間等の事業要望活動を積極的に推進してまいりました。 その成果として、特に本年度は数十年に一度であろうと思われる事業が長年の要望活動によって実現いたします。道の駅みなみの里、木質バイオマス工場、主要地方道久留米筑紫野線4車線化等であり、この事業効果を町づくりに活かさなければなりません。 しかしながら、一方ではヤクルト工場の立地は決定しているものの、未だ工事着工には至っておらず、重要課題の一つとして早期着工を要望して参ります。 そのような中で筑前町にさらに磨きをかけるために、3月議会に提案する令和2年度事業等の中で特徴的なものを紹介させていただきたいと思います。 3本の柱を掲げて紹介いたしますと、一つ目は学ぶ力、二つ目は稼ぐ力、三つ目は守る力であります。 一つ目の柱の学ぶ力として、夜須中学校校舎のトイレを洋式化する大規模改修を行います。また、各学校の照明のLED化も行います。財源は国の補助金等を活用しま
--	--

	す。未来を担う子どもたちの学習環境の充実を図ります。また、地方創生の一環として地域活性化センターの支援を得て人材育成の研修制度に3カ年事業として取り組みます。 二つ目の柱は稼ぐ力であります。ふるさと納税を拡充します。引き続き町内を中心に魅力ある返礼品等の掘り起こしを行います。次に国から道の駅指定を受け、道の駅みなみの里が4月に完成します。開設に伴い、本町近接自治体との連携はもちろん、本町南北の地域活性化の拠点としての活用を図ります。 また、年間13万人もの来場がある国立夜須高原少年自然の家に要望致しまして、みなみの里、大刀洗平和記念館との連携を図りたいと考えています。また、福岡県町村会事業としてKBC放送局による筑前町のPRを行います。 次に、3本目の柱、守る力であります。引き続きため池等をはじめとした災害復旧に全力で取り組みます。また、主要生活道路の整備や、橋梁長寿命化修繕にも継続して実施します。なお、県の事業として、県道久光西小田線の上高場交差点付近の自歩道改良工事も7月には完成予定です。また、長年準備を進めて参りました国道386号線やすらぎ荘交差点改良及び歩道の整備工事が着手されます。 防災関連では、防災会議の充実を図り、今年も町・防災関係機関・住民との合同による災害避難訓練を実施します。また、今年度作成したハザードマップを出水期前には全世帯配布を行います。 さらには、総合計画に示しております「支える」「結ぶ」を加え、住民の協働のまちづくりとして、先人の築かれた筑前町にさらに磨きをかけて後世に引き継ぐ1年にしたいと思います。 まちづくりは行政だけでできることではありません。筑前町に住む一人ひとりがまちづくりの主役です。共に考え、共に行動し、町民がいきいきと輝く、夢と希望が持続するまちづくりを進めてまいります。住んでよかった、訪ねてよかった、帰って来たい町「筑前」を目指して、住民、議会、職員一体となって前進する筑前町づくりに努力していききたいと思います。 それでは、本日提案します議案等24件の説明を申し上げます。 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員である和田秀哉氏が、令和2年6月30日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の意見を求めるものです。 同意第1号、筑前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、筑前町固定資産評価審査委員会の委員である井手江美氏が、令和2年3月31日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の同意を求めるものです。 同意第2号、筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、筑前町教育委員会教育長である入江哲生氏が、令和2年5月27日をもって任期満了となるため、再任することについて議会の同意を求めるものです。 同意第3号、筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、筑前町教育委員会の委員である佐藤純子氏が、令和2年5月27日をもって任期満了となるので、後任として任命することについて議会の同意を求めるものです。 報告第1号、専決処分の報告につきましては、夜須中学校にて発生したグレーチング跳ね上がりによる事故について損害を賠償し、和解するにあたり地方自治法の規定により専決処分し、報告するものです。 議案第1号、町道の路線認定につきましては、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第2号、筑前町監査委員条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地
--	---

方自治法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第3号、筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第4号、筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、民法の一部改正による債権関係の規定の見直し及び単身高齢者の増加等、町営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえ、町営住宅の入居手続きにおいて保証人の設定を不要とするため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第5号、筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町消防団の組織機能強化を図るため新役職「司令長」を創設するとともに、条例上の消防団員の定員数と実際の団員数との間に乖離が生じていることから消防団員の定員数を見直すため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第6号、筑前町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第7号、筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、地方自治法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第8号、筑前町水道事業企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の報酬等について、当該条例に規定する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第9号、令和元年度筑前町一般会計補正予算（第10号）につきましては、補正額3億4,150万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ128億8,679万3,000円とするものです。

事業精査により減額補正する主なものは、

- ・農地・農業用施設災害復旧事業 2億6,471万4,000円減
- ・プレミアム付商品券事業 7,009万9,000円減
- ・ハザードマップ策定（更新）事業 3,937万円減

などで、増額補正につきましては、

- ・各学校無線LAN設置工事 1億9,946万4,000円
- ・両筑平野用水事業事務 1,868万1,000円

などを追加するものです。

議案第10号、令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,578万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,478万1,000円とするものです。

議案第11号、令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ413万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,211万3,000円とするものです。

議案第12号、令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入の予定額を579万4,000円追加し、4億7,469万6,000円とす

	るものです。 次に、議案第13号から議案第19号までの令和2年度筑前町一般会計予算をはじめとする7会計の予算編成方針について概要を説明いたします。 2月17日に発表された2019年10月から12月期の実質GDP成長率は、前期比マイナス1.6%と5四半期ぶりのマイナス成長となりました。台風や暖冬、消費税増税による駆け込み反動の減などから、民間消費、設備投資などの内需がマイナス寄与となり、外需はプラス寄与とはいえ、輸出がマイナス0.1%、輸入がマイナス2.6%と落ち込みが大きいものとなりました。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は、日本経済に重大な影響を及ぼすことは必至の情勢です。 そのため、政府は、令和元年度補正予算及び予備費により切れ目のない対策を講じ、現在、国・地方を挙げて各施策を迅速かつ着実に実行しているところです。 こうした情勢のもと、国の令和2年度予算編成においては、少子高齢化に真正面から立ち向かい、皆が生きがいを持ち活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向け、「人づくり革命」及び「働き方改革」の推進や自然災害からの復興・国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずることとされています。 また、財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するものとされており、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めるよう求められています。 本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標において、現状では健全性を保っているところですが、平成30年7月豪雨災害・令和元年災害からの復旧、防災対策、施設の老朽化や省エネルギー対策、教育の充実など本町が取り組むべき課題は多く、加えて行政サービスの多様化にも対応しなければならないなど、本町の財政を取り巻く状況は、依然として厳しいことに変わりはありません。 このような本町情勢の下、令和2年度当初予算においては、国の財政情勢に対応しながら、限られた財源、限られた人員配置の中で、経費節減に努めるとともに、重要となる事業に重点をおいた予算編成としております。 議案第13号、令和2年度筑前町一般会計予算については、予算総額125億9,108万9,000円で、前年度比5.4%の増、6億4,425万6,000円の増額となっています。 歳入につきましては、町税が31億520万6,000円で、前年度から3.9%増となり、当初予算額としては2年続けた増収見込みの計上となっています。 財源構成については、自主財源が48億6,068万3,000円で、総予算の38.6%、依存財源が77億3,040万6,000円で、総予算の61.4%の構成となります。 また、一般財源額は82億8,151万9,000円となり、前年度から1.6%の増となっています。 歳出につきましては、人件費が会計年度任用職員制度導入により前年度比19.1%増、扶助費が保育所等運営委託料や自立支援給付費の増額により前年度比18.1%増、公債費が前年度比1.1%増となったため、義務的経費は前年度比8.7%の増となっています。 投資的経費のうち、普通建設事業費は、やすらぎ荘入口交差点改良事業、本庁舎空調チラー・LED交換工事、久光パークゴルフ場工事完了などによる減額がある一方で、めくばーる空調・LED工事、夜須中校舎トイレ大規模改修、各学校LED工事などの公共施設改修が新たに計上となり、前年度比65.5%の増となっています。 災害復旧事業費が前年度比60.0%減となっているものの、投資的経費は前年度
--	--

	比21.2%の増となります。 その他の経費のうち、補助費等と繰出金につきましては、下水道事業会計への繰出金が補助金となったことに伴い、補助費等が前年度比59.3%の増、逆に、繰出金は前年度比41.0%減となっています。 また、会計年度任用職員経費の人件費への移行により物件費が前年度比12.0%減となっていますが、その他の経費は、前年度比0.1%の微増となっています。 歳出全体に占める割合は、義務的経費が43.4%、投資的経費が9.4%、その他の経費が47.0%となっています。 議案第14号、令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額32億732万1,000円、前年度比5.2%減、1億7,712万9,000円の減額となっています。 歳出の主なもの、保険給付費22億2,883万8,000円です。 議案第15号、令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額4億2,353万4,000円、前年比7.3%増、2,863万4,000円の増額となっています。 歳出の主なもの、後期高齢者医療広域連合納付金4億1,879万9,000円です。 議案第16号、令和2年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額812万9,000円、前年比1.5%の増で、12万5,000円の増額となっています。 議案第17号、令和2年度筑前町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入13億6,703万1,000円、収益的支出13億6,703万1,000円、資本的収入3億9,248万1,000円及び資本的支出7億6,244万3,000円の予定額となっています。 議案第18号、令和2年度筑前町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入4億8,492万7,000円、収益的支出4億8,492万7,000円、資本的収入0円及び資本的支出9,760万6,000円の予定額となっています。 議案第19号、令和2年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額207万7,000円、前年比15.7%減、38万8,000円の減額となっています。 なお、議案第13号から議案第19号につきましては、今会期中に設置されます予算特別委員会で十分ご審議を賜りたいと存じます。 また、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 一部訂正申し上げます。 先ほど3ページの16行、「支える」「結ぶ」を「支える」「学ぶ」と発言しました。したがって、結ぶに訂正したいと思います。〔訂正済〕 それから、8ページの2行目でございます。前年度比65.5%を65.6%と、私が発言いたしましたので、訂正をお願いいたします。〔訂正済〕 以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長

人権・同和対策室長	おはようございます。 議案書の３ページをお願いいたします。 諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏 名 和田秀哉 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町当所 提案理由は、先ほど町長の説明のとおりでございます。 和田秀哉氏の経歴につきましては、別途配布しております参考資料１ページに、経歴書を記載しておりますのでご確認いただきたいと思います。 なお、和田氏の経歴書に誤りがありましたので訂正をお願いしたいと思います。 その他の経歴の２段目、当所区長ですけれども、平成３１年４月は誤りで、正しくは平成３０年４月です。お詫びして訂正をいたします。 以上、ご提案申し上げます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第１号は、推薦者を適任であることに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、適任であることに決定いたしました。
日程第５	
議 長	日程第５ 同意第１号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書の４ページをお願いします。 同意第１号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏 名 井手江美 生年月日 住 所 福岡県福津市西福岡 提案理由につきましては、先ほど町長が説明されましたので省略をいたします。 井手氏の経歴につきましては、別添の参考資料２ページに掲載をしておりますので

	ご確認をお願いしたいと思います。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 何かありますか。 総務課長
総務課長	先ほどの同意第1号、4ページです。 提案理由の井手の「で」が、出口の出となっております。正式は手ですね、氏名の欄が井手という形になっておりますので、訂正をお願いしたいと思います。 お詫びいたします。よろしくお願いします。
議 長	それでは、同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第1号は、これに同意することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、同意することに決定いたしました。
日程第6	
議 長	日程第6 同意第2号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を、議題とします。 入江哲生教育長は、議事進行上、退席を求めます。 (教育長退席)
議 長	それでは、説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書の5ページをお願いします。 同意第2号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」 筑前町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏 名 入江哲生 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町久光 提案理由につきましては、町長の説明がありましたので省略をいたします。 入江哲生氏の経歴につきましては、別添参考資料3ページに記載をしておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。

	これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 同意第2号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第2号は、これに同意することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、同意することに決定いたしました。 教育長は席に戻っていただきます。 (教育長着席)
日程第7	
議 長	日程第7 同意第3号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書の6ページをお願いします。 同意第3号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」 筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏 名 岡松明子 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町松延 提案理由につきましては、町長が説明されたので省略をいたします。 岡松明子氏の経歴につきましては、別添参考資料4ページに記載をしておりますので、ご確認をお願いします。 ここには記載をしておりますませんが、平成18年から19年にかけて中牟田小学校のPTA会長を歴任してあります。付け加えて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	岡松明子氏は、現在、筑前町人権擁護委員をされているようですが、両方ともされるわけですか。お尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えします。 兼任は問題ないと思います。 岡松氏の人権擁護委員の任期につきましては、今年度の12月が任期というふうになっております。その後ですね、再任されるのか、誰か新しく選任されるのかはですね、また担当課のほうが決めていくものだと思っております。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。

	(討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 同意第3号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第3号は、これに同意することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、同意することに決定いたしました。
日程第8	
議 長	日程第8 報告第1号「専決処分の報告について(夜須中学校にて発生したグレーチング跳ね上がりによる事故)」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書の7ページをお願いします。 報告第1号「専決処分の報告について」 地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 本日付、町長名でございます。 8ページをお願いします。 令和2年専決第1号、専決処分書。 地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。 令和2年1月8日、町長名でございます。 事故名 夜須中学校にて発生したグレーチング跳ね上がりによる事故 事故発生日 令和元年11月11日 事故の相手方 町内居住者1名 事故の概要、夜須中学校体育館柔道場での筑前町スポーツ少年団夜須柔道部の練習終了後に車で帰るとき、事故発生場所の路面の凹凸により、側溝にはめてあるグレーチングが跳ね上がり、車にあたって破損させたものでございます。 損害賠償額は16万5,000円でございます。 この16万5,000円につきましては、全額本町が加入しております全国町村会の総合賠償保険のほうから補填がっております。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで、本件の報告を終わります。
日程第9～ 日程第20	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第9から日程第20までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第9 議案第1号から日程第20 議案第12号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。
議 長	もう一度お願いします。

横山議員	日程第8 報告第1号の表決がないと思うんですが。
議 長	先ほどの夜須中学校の件ですかね。 (「はい。」の声あり)
議 長	これは報告です。報告のみです。 (「表決は。」の声あり)
議 長	この件は報告のみだそうです。こちらのほうが間違いです。申し訳ございません。 失礼をいたしました。 よろしいですか、改めて進めさせていただきます。
議 長	お諮りします。 一括議題とした日程第9 議案第1号から日程第20 議案第12号までは、議案 の説明のみ行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます それでは、順次議案の説明を求めます。 建設課長
建設課長	議案書の9ページをお願いします。 議案第1号「町道の路線認定について」 別紙のとおり町道路線を認定するものとする。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長よりご説明がありましたので、省略させてい ただきたいと思います。 10ページをお願いいたします。 認定路線でございます。 今回すべて新規路線をお願いいたします。 路線番号の1431から1434までの4路線につきましては、すべて民間開発に 伴う寄附を受けたものでございます。 最後の1435の路線につきましては、以前から宅地化されていたところでござい ますが、接道する道路が、今回自宅の建築計画に伴い認定漏れが判明したために行う ものでございます。 なお、路線認定に伴う具体的な箇所につきましては、別途に参考資料を配布させて いただいておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。よろしく願い いたします。以上でございます。
議 長	総務課長
総務課長	議案書の11ページをお願いします。 議案第2号「筑前町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長が説明されましたので省略をいたします。 12ページをお願いします。 現行と改正案を、下線部分で記載をしております。 これは、地方自治法の条ずれによりまして、内容的にはですね、243条の2とい うのはですね、2の2と内容は変わりません。 以上、提案をいたします。よろしく申し上げます。
議 長	住民課長
住民課長	議案書の13ページをお願いいたします。

	議案第 3 号「筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由は、先ほど町長が説明しましたとおりですので、省略をさせていただきます。 改正の内容につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、成年被後見人の一律な権利制限が見直され、必要に応じ能力の有無を判断することとされたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、印鑑登録資格の見直しが行われたものです。 なお、町の印鑑条例につきましては、国が示す印鑑登録証明事務処理要領に準拠して制定しておりますので、総務省から通知されました印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に準拠した内容で改正を行いたいと思っております。 14 ページの新旧対照表をお願いいたします。 第 2 条、登録資格です。 第 2 項、印鑑登録ができない者として、成年被後見人が規定されておりましたが、それを、意思能力を有しない者と変更をされました。 第 5 条第 2 項につきましては、電算システム処理に伴う技術的な文言の追加となっております。これにつきましては、前回の改正が行われた際に、漏れていた部分の対応ということです。 附則としまして、公布の日から施行し、改正後の条例は、令和元年 12 月 14 日から適用する。 印鑑登録証明事務処理要領の施行日にあわせて適用するとしております。 以上でご説明を終わります。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	議案第 4 号「筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 16 ページの新旧対照表をお願いします。 筑前町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。 右側現行の第 10 条 1 項 1 号、アンダーライン部に、「独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人 2 人の連署する請書を提出すること。ただし、保証人は、県内に居住を有する者とし、うち 1 人は町内に居住を有する者とする。」とありますが、左側改正案のとおり、「緊急連絡人を記載した請書を提出すること。」に改正するものです。 また、併せて、現行 3 項の条文を削除するもので、それに伴い第 17 条と第 46 条のアンダーライン部の項を改正するものでございます。 附則、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	議案書の 18 ページをお願いします。 議案第 5 号「筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりでございますので、省略いたします。

	19ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。 第2条の定員の表でございます。 改正案で、この表全体を今回の改正にあわせ、見やすいように階級順に変更しています。 副団長の下に司令長を創設、定数を2名とします。 災害発生時に出動できる幹部団員が減少している現状を鑑み、現場指揮の機能強化のための創設で、職務内容は、副団長を補佐し、正副団長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理するものです。 関連で20ページ、第12条、報酬です。 これも表全体を階級順に変更、創設する司令長の年額報酬16万円が入ります。 続いて、もう1つの改正点、団員定数の削減です。 現在、定数323人に対し団員数252人と、定数と実員の乖離が進んでいる状況を鑑み、19ページ、第2条、定員の表の現行の団員141人を、20ページ、改正案の一番上になります。団員106人とする。35人の削減となります。 1つの分団、5名を削減するものです。総数としては、司令長が2名増えますので、差し引き33人の減となり、条例定数は323人から290人になります。 附則といたしまして、21ページ、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。 以上で説明を終わります。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	それでは、議案書の22ページをお開き願いたいと思います。 議案第6号「筑前町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付提出で、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明しましたとおりでございます。 議案書の23ページをお開きください。 筑前町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。 筑前町下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。 筑前町下水道事業の設置条例の第7条に、議会の同意を要する賠償責任の免除規定がございます。 その免除規定において、引用します地方自治法が改正されたことに伴いまして、条数が繰り下がることにより、新旧対照表にお示しをしておりますように、改正案の第243条の2第8項を第243条の2の2の第8項というふうに改めるものでございます。 附則、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。 以上で、筑前町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。 引き続き、議案書の24ページをお開きください。 議案第7号「筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付提出で、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりです。 議案書の25ページをお開きください。 筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

	条例の第6条に、議会の同意を要する賠償責任の免除規定において、先ほどご説明申し上げました下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の理由と同様に、新旧対照表、改正案のとおり改めるものでございます。 附則、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。 以上で、筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。 続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。 議案第8号「筑前町水道事業企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付提出で、町長名でございます。 提案理由につきましても、先ほど町長が説明したとおりでございます。 議案書の27ページをお開き願います。 筑前町水道事業企業職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 地方公営企業法の適用を受けます企業職員となる会計年度任用職員は、地方公営企業法第38条の規定によりまして、現行条例に非常勤職員の給与として規定する必要が生じております。 前議会において制定されました、筑前町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び筑前町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を準用させるために、改正案のとおり条項を追加いたしまして、改正するものでございます。 附則、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。 以上で、筑前町水道事業企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	議案書の28ページをお願いいたします。 議案第9号「令和元年度筑前町一般会計補正予算（第10号）について」 令和元年度筑前町一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の令和元年度一般会計補正予算（第10号）をお願いします。 1ページをお願いします。 令和元年度筑前町の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,150万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億8,679万3,000円とするものです。 第2条の繰越明許費につきましては、7ページをお願いいたします。 令和元年度国の補正予算によるものや災害復旧費など、本年度中に支出が終わらない見込みのものにつきまして、翌年度に繰り越しをして事業を行うものでございます。 第3条、地方債の追加及び変更につきましては、8ページをお願いします。 地方債補正の追加の学校教育施設整備事業債7,730万円は、各学校無線LAN設置工事による借入れです。 変更の一般事業債は、限度額を720万円に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、限度額を2,140万円に増額をするものです。 9ページが歳入、10ページが歳出の総括表です。 歳出のほうから説明をいたします。

	17ページからが歳出であります。減額につきましては、決算見込みによります 不用額の減額であります。 増額の主なものを説明いたします。18ページをお願いします。 2款1項6目の財政調整基金費から17目そったく基金費までは基金積立の補正 です。各基金費の利子積立につきましては、債券運用利子収入の増額によるものです。 元金積立の増額につきましては、6目財政調整基金費の1億2,171万8,000 円は、前年度繰越金の2分の1を積み立てるもの、10目公共施設等整備基金費の2, 500万円は、町営東小田団地跡地の売却収入、16目平和基金費の14万円は、大 刀洗平和記念館への寄附金を積み立てるものでございます。 19ページです。 2款1項19目企画費の19節350万2,000円につきましては、甘木鉄道安全 輸送整備事業の令和2年度事業の一部が前倒しで補助対象となったことによるもの です。2年度に繰越しをし、実施をいたします。 21ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の19節161万5,000円は、通 知カード・番号カード関連負担金の決定によるものでございます。 23ページ、3款1項1目社会福祉費総務費の28節繰出金1,842万5,000 円は、国保基盤安定負担金の増額などにより国保特別会計への繰出金の増額が必要と なったものであります。 24ページ、3款1項6目障害者福祉費の20節扶助費2,200万円は、自立支援 給付費などの増額によるものです。 25ページ、4款1項2目母子衛生費の13節委託料62万3,000円と、次のペ ージ、19節負担金補助及び交付金の11万円は、妊婦健康診査の増によるものです。 27ページ、5款1項5目農地費の19節1,868万1,000円は、両筑平野用 水二期事業の一部が前倒しになったことによる負担金の増額です。 30ページ、9款1項2目15節の工事請負費1億9,946万4,000円は、児 童生徒1人につき1台のパソコン端末を配置するための、各小中学校無線LAN設置 工事を実施をするものです。 9款3項中牟田小学校費と9款4項東小田小学校費は、新1年生クラス増などに伴 う増額です。 35ページ、10款1項1目19節の農業用機械・施設災害復旧支援事業補助金1 86万7,000円の増額は、台風17号により被災したハウスなどの復旧を支援する 補助金です。 2目現年発生林道災害復旧費、工事請負費670万円は、工事費の増額によるもの です。 次に、歳入の主なものを説明いたします。11ページをお願いします。 13款1項5目2節の186万8,000円は、先ほど説明の台風17号被災農業施 設への補助金です。 14款2項の878万円につきましては、旧ごみ袋の販売収入によるものです。 12ページ、15款1項3目3節国保基盤安定負担金及び5節心身障害者保護費負 担金は、決算見込みに伴います増額です。 15款2項9目教育費国庫補助金7,738万6,000円は、各小中学校無線LAN 設置工事に対する補助金で、補助率2分の1となっております。 16ページ、22款1項5目1節公共事業等債380万円は、甘木鉄道安全輸送整 備事業、2節防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債360万円は、両筑平野用水二 期事業に対するものです。 9目教育費7,730万円は、小中学校無線LAN設置工事に対するものでございま
--	--

	す。 以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の29ページをお願いいたします。 議案第10号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」 令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の国保特別会計補正予算（第4号）をお手元をお願いいたします。 1ページです。 令和元年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,578万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1億7,478万1,000円とするものです。 5ページをお願いいたします。 歳出でございます。 減額補正につきましては、額の確定及び決算見込みによるものでございまして、詳細説明は省略させていただきますが、主な減額としましては、当初見込みからの医療費減による保険給付費の2億2,560万円の減額となるものでございます。 増額補正は2件になっております。10ページをお願いいたします。一番最後のページになります。 3款4項1目納付金の過年度分91万円の増額補正です。これは、平成30年度における退職被保険者の医療費が納付金算定以上に要していることから、その差額が確定しまして、過年度分として納付しなければならないものでございます。 9款1項10目その他償還金4,000円の増額補正です。これは、災害臨時特例補助金が30年度概算で2万円交付されていたものが、実績報告により1万5,000円に確定されたことにより増額補正し、返還するものでございます。 歳入の6ページをお願いいたします。 歳出と同じく減額補正につきましては、額の確定及び決算見込みによるものでございます。 主な減額分をご説明申し上げますと、6款県支出金、保険給付費の歳出減額によります保険給付費等交付金の2億5,211万1,000円の減額としております。 増額補正につきましては、10款1項1目一般会計繰入金の1節及び2節の保険基盤安定繰入金926万6,000円と506万8,000円は、確定による増額補正としております。 3節職員給与費等繰入金470万1,000円は事務費の繰入金でございまして、一般会計繰入金を精査する中で不足が生じておりましたので、増額補正するものでございます。 6節その他一般会計繰入金126万円は、地方単独事業の医療給付費影響分を増額補正するものでございます。 したがいまして、今年度完全な法定外繰入金は予算計上しておりません。 12款4項5目一般被保険者第三者納付金1,200万円は、第三者行為の納付見込みによります増額補正を計上させていただいております。 以上で、今議会において補正予算をお願いします国保特別会計補正予算（第4号）

	の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 続きまして、議案書の30ページをお願いいたします。 議案第11号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」 令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）をお手元をお願いいたします。 1ページです。 令和元年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ413万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,211万3,000円とするものです。 歳出の7ページをお願いいたします。 一番最後のページになっております。 2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の413万6,000円の減額補正につきましては、額の確定によるものの計上でございます。 その上、6ページの歳入です。 1款後期高齢者医療保険料は、決算見込みによる201万3,000円の増額、5款1項一般会計繰入金は、確定によります614万9,000円の減額で計上とさせていただきます。 以上で、今議会におきまして補正予算をお願いします後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	議案書の31ページをお願いいたします。 議案第12号「令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について」 令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。 本日付提出で、町長名でございます。 別冊の令和元年度筑前町水道事業会計補正予算書（第3号）をお手元にお開きください。 それでは、説明に入らせていただきます。 1ページをお願いいたします。 令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号） 第1条、令和元年度筑前町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 第2条、令和元年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入の第1款収益的収入、第1項営業収益600万円を増額、第2項営業外収益20万6,000円を減額、それぞれ補正いたしまして、総額579万4,000円増の4億7,469万6,000円とするものでございます。 なお、支出の補正はございません。 2ページをお願いいたします。 第3条、予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり改める。 高料金対策費等としての経費を、補正後7,179万3,000円に改めるものでご

	ざいます。 補正の内容について、ご説明を申し上げたいと思います。 予算書の１１ページをお開き願いたいと思います。 収入に関する内容でございます。 １款水道事業収益、１項営業収益、３目その他営業収益、６００万円の増でございます。 内訳といたしましては、当初加入件数を２８０件で見込んでおりました。しかし、１２月の末時点におきまして３１７件を数える加入実績、併せて開発に伴います事前協議の件数等を考慮いたしまして、加入金を増額するものでございます。 次に、２項営業外収益、２目他会計補助金、２０万６,０００円の減でございます。 令和元年度地方公営企業拠出金のうち基礎年金の拠出金の変更に伴いまして、高料金対策費等の他会計補助金を減額するものでございます。 以上で、水道事業会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第２１～ 日程第２７	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第２１から日程第２７までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第２１ 議案第１３号から日程第２７ 議案第１９号までは、全員でもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することになしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、そのように決定をいたしました。 ここで、予算審査特別委員長及び副委員長の選任をお願いします。 深野議員
深野議員	予算審査特別委員会委員長に、副議長の横山善美議員を、そして副委員長に、総務建設常任委員長の木村博文議員を推薦いたします。
議 長	ただ今、深野良二議員から発言がありましたように、委員長に横山善美副議長、副委員長に木村博文総務建設常任委員長ということでございます。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 それでは、横山善美副議長、予算審査特別委員長の就任のごあいさつを演壇にてお願いいたします。 副議長、どうぞ。
副 議 長	ただ今、予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 現在、わが国は、少子高齢化による人口減少社会が到来し、地方の過疎化、高齢化が深刻な問題を抱えている中、ここ数年、異常気象による自然災害が続き、町村の行財政運営は厳しい状況に置かれています。住民生活の安心と安全を確保すること、また、持続可能な地域社会の確立をめざし、来るべき新しい時代における様々な可能性を受け入れるための体制整備を進めていく必要があります。我々、筑前町議会も、これらの課題にしっかりと取り組む覚悟です。

	町執行部におかれましては、厳しい財政状況の中、住民福祉の増進と地域発展に寄与するものとして、確信を持って予算案を提出されたものと思いますが、議会は議会の立場として、その施策や予算は適正、適切であるか、十分に議論を重ねたいと思います。 昨今の状況を踏まえ、限られた審査機関でありますので、効率的に委員会が運営できますよう議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任のあいさつといたします。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。 （ 1 1 : 2 2 ）